

立教学院健康保険組合組合会議員選挙執行規程

第1章	総則	(第1条)
第2章	選挙期日	(第2条—第3条)
第3章	選挙人名簿	(第4条—第6条)
第4章	候補者	(第7条—第11条)
第5章	投票	(第12条—第32条)
第6章	開票及び選挙会	(第12条—第46条)
第7章	当選人	(第47条—第51条)
第8章	特別選挙	(第52条—第55条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 組合会の互選議員（以下「議員」という。）の選挙に関しては健康保険法、同法施行令及び規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(昭和39年4月1日)

第2章 選挙期日

(総選挙)

第2条 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終わる日の翌日、これを行う。ただし、特別の事情がある場合には、議員の任期が終了の翌日から10日以内に行うことができる。

2 理事会は、総選挙の期日を定め、理事長は、少なくとも10日前にこれを公示しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(その他の選挙)

第3条 前条第2項の規定は、再選挙、補欠選挙及び増員選挙の場合においても同様とする。

(昭和39年4月1日)

第3章 選挙人名簿

(選挙人名簿の調整)

第4条 理事長は、選挙人名簿を選挙の期日前10日現在に被保険者名簿により調整しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、被保険者名簿をもってこれに代えることができる。

2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、被保険者証の記号番号及び性別を記載しなければならない。

3 第1項の選挙人名簿を調整した日から選挙の期日の前日までに選挙人に異動を生じたときは、理事長は、直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。

(1990年4月10日)

(選挙人名簿の様式)

第5条 選挙人名簿は、別記第1号様式により調整しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(選挙人名簿の送付)

第6条 理事長は、投票の期日の前日までに選挙人名簿を選挙長に送付しなければならない。

(1990年4月10日)

第4章 候補者

(立候補者の届出等)

第7条 議員の候補者となろうとする者は、選挙期日の公示があった日から、選挙の期日前5日前までに文書でその旨を選挙長に届出なければならない。

- 2 前項の届出をする場合においては、被保険者である組合員20人以上の推薦者があることを要する。
- 3 選挙長は、第1項の届出を受理しようとする場合においては、その者の被選挙権の有無を確認し、その旨を理事長に報告しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(立候補届出の特例)

第8条 前条第1項の期間内に届出のあった議員候補者が、その選挙における議員の定数を超える場合、その期間を経過した後、議員候補者が死亡し、または議員候補者であることを辞したときは、同条の例によって選挙の期日前2日までに候補者の届出をすることができる。

- 2 議員候補者は、選挙の期日の前日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

(昭和39年4月1日)

(立候補の届出書等)

第9条 前2条の立候補の届出は、立候補届出書(別記第2号様式)により行わなければならない。

- 2 前条第2項の立候補辞退の届出は、立候補辞退届出書(別記第3号様式)により行わなければならない。
- 3 前2項の届出を受理したときは、選挙長は、これを理事長に通知し、届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(選挙事務関係者の立候補制限)

第10条 議員候補者を次の各号に掲げる者に選任してはならない。

- (1) 選挙長
- (2) 選挙立会人

(昭和39年4月1日)

(立候補の公示等)

第11条 第9条第3項の通知を受けたとき又は議員候補者の死亡を知ったときは、理事長は、直ちにその旨を公示しなければならない。

(昭和39年4月1日)

第5章 投票

(選挙立会人)

第12条 選挙長は、選挙人のうちから本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、その選挙の期日前3日以内に、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人で参会する者が選挙会場を開くべき時刻になっても1人以上に達しないとき、又はその後1人以上に達しなくなったときは、選挙長は、選挙人名簿に登録された者のうちから1人以上に達するまでの選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙に立会わせなければならない。

(1990年4月10日)

第13条 選挙会場は、理事長の指定した場所に設ける。

2 理事長は、選挙の期日から少なくとも10日前に、選挙会場及び開閉時間を公示しなければならない。

(昭和39年4月1日)

第14条 天災事変その他やむを得ない事由により、選挙を行うことができない場合、前条の公示はその効力を失う。

(昭和39年4月1日)

(選挙会場の変更)

第15条 天災事変その他やむを得ない事由により、第13条第2項の規定によって公示した選挙会場を変更したときは、選挙の当日を除くほか、理事長は、直ちにその旨を公示して、その選挙を行わせることができる。

(昭和39年4月1日)

(入場券)

第16条 選挙長は、選挙の際必要があると認める場合においては、あらかじめ選挙人に

入場券を交付することができる。

(昭和39年4月1日)

(選挙当日選挙権のない者の投票)

第17条 選挙の当日、被保険者の資格を有しない者は、投票をすることができない。

(昭和39年4月1日)

第18条 選挙人は、選挙の当日、自ら選挙会場に行き、選挙人名簿の対照を経て、投票をしなければならない。

(昭和39年4月1日)

(郵便による投票)

第19条 選挙会場から遠隔の地又は交通不便の地に勤務する選挙人は、前条の規定にかかわらず郵便で投票することができる。この場合においては、理事会は、その選挙人の範囲を定め、理事長は、これを公示し、直ちに本人に通知しなければならない。

2 郵便による投票用封筒は、別記第4号様式により調整しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(投票記載の場所の設備)

第20条 理事長は、選挙会場において選挙人が投票を記載する場所について、他人がその選挙人投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(昭和39年4月1日)

(投票箱の構造)

第21条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、かつ、その上部の蓋には、各々異なった2以上の錠を設けなければならない。

(昭和39年4月1日)

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第22条 選挙長は、選挙人が投票する前に、選挙会場内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(昭和39年4月1日)

(投票用紙の交付及び様式)

第23条 選挙長は、選挙の当日、選挙立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならない。

2 投票用紙は、別記第5号様式により調整しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(選挙人の確認及び宣言)

第24条 選挙長は、選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を選挙立会人の面前において宣言させなければならない。

(昭和39年4月1日)

(投票用紙の引換え)

第25条 選挙人は、誤って投票用紙を汚損した場合、選挙長に対して、その引換えを請求することができる。

(昭和39年4月1日)

(投票用紙の記載事項及び投函)

第26条 選挙人は、選挙会場において投票用紙に自ら議員候補者1名の氏名を記載し、自らこれを投票箱に入れなければならない。

(昭和39年4月1日)

(退出せしめられた者の投票)

第27条 第32条の規定により選挙会場外に退出せしめられた者は、最後になって投票をすることができる。ただし、選挙長は、選挙会場の秩序をみだすおそれがないと認める場合、投票をさせることができる。

(昭和39年4月1日)

(投票用紙の返付)

第28条 投票をする前に自ら選挙会場外に退出し、又は第32条の規定によって退出を命ぜられた選挙人は、投票用紙を選挙長に返さなければならない。

(昭和39年4月1日)

(選挙会場外の閉鎖)

第29条 選挙会場を閉じる時刻になったときは、選挙長は、その旨を告げて、選挙会場の入口を閉ざし、選挙会場にある選挙人の投票の終了をまって、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 選挙長は、第19条に規定する郵便による投票を受けたときは、前項の投票箱の閉鎖に先だって、選挙立会人の面前においてその封筒を開き、直ちに投票用紙を投票箱にいれなければならない。

3 何人も投票箱の閉鎖後は、投票することはできない。

4 第1項の規定によって投票箱を閉鎖する場合、選挙長は、投票箱の蓋を閉じ、錠をか

けたうえ、錠の一つを自ら保管し、他の錠は選挙立会人が保管しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(投票箱の持ち出しの禁止)

第30条 投票箱は、蓋を閉じた後は、選挙会場の外に持ち出してはならない。

(昭和39年4月1日)

(選挙会場に出入りし得る者)

第31条 選挙人、選挙会場の事務に従事する者又は選挙会場を監視する職権を有する者でなければ、選挙会場に入ることができない。

(昭和39年4月1日)

(選挙会場における秩序保持)

第32条 選挙会場において、演説討論をし、若しくはけん騒にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他選挙会場の秩序をみだす者があるときは、選挙長は、これを制止することができる。この場合、その制止を受けた者が従わないときは選挙会場外に退出させることができる。

(1990年4月10日)

第6章 開票及び選挙会

(開票日)

第33条 開票は、投票の当日にこれを行う。

(昭和39年4月1日)

(開票事務と選挙会事務との合同)

第34条 選挙の開票の事務は、選挙会場において、選挙会に事務にあわせて行うものとする。

(昭和39年4月1日)

(開票及び選挙会の開催場所及び日時)

第35条 開票及び選挙会は、理事会に指定した場所で開く。

2 理事長は、あらかじめ開票及び選挙会の場所及び日時をそれぞれ公示しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(開票)

第36条 選挙長は、選挙立会人とともに、投票箱を開き、投票を点検しなければならぬ。

(昭和39年4月1日)

(投票の点検)

第37条 選挙長は、前条の規定による投票を点検する場合、選挙立会人とともに、投票の総数を計算し、投票した選挙人の総数と比較しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(開票の場合の投票の効力の決定)

第38条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当たっては、第39条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(昭和39年4月1日)

(無効投票)

第39条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 現に組合会の議員の職にある者の氏名を記載したもの
- (3) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの
- (4) 1投票中に2人以上の氏名を記載したもの
- (5) 被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの
- (6) 議員候補者の氏名のほか、他事を記載したもの
ただし、職場における地位、住居又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
- (7) 郵便による投票の場合には、その投票をすることのできる時刻に遅れて到着したもの
- (8) 議員の候補者の氏名を自書しないもの
- (9) 議員候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの

(昭和39年4月1日)

(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)

第40条 同一氏名、氏又は名の議員候補者が2人以上ある場合、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前条第9号の規定にかかわらず有効とする。

2 前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効投票数に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

(昭和39年4月1日)

(得票数の計算)

第41条 選挙長は、投票の点検の結果により、選挙立会人とともに同一の議員候補者の得票数を計算しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(得票数の朗読)

第42条 選挙長は、前条の計算が終わったときは、各議員候補者の得票数を朗読しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(選挙会の参観)

第43条 選挙人は、選挙会に参観を求めることができる。ただし、開票開始前は、この限りではない。

(昭和39年4月1日)

(選挙会場の取締り)

第44条 第31条及び第32条の規定は、選挙会場の取締りについて、準用する。

(昭和39年4月1日)

(選挙録その他の関係書類の保存)

第45条 選挙長は、選挙事務が終わったときは、投票の有効無効を区別してそれぞれ別の封筒に入れ、選挙立会人とともに封印をし、これを選挙録並びに選挙人に関する書類とあわせて、理事長に送付しなければならない。

2 前項の選挙録その他の関係書類は事務所において、当該選挙にかかる議員の任期間保存しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(選挙録の様式)

第46条 選挙録は、別記第6号様式により調整しなければならない。

(昭和39年4月1日)

第7章 当選人

(同点者の当選人)

第47条 規約第12条の規定により当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定める。

(昭和39年4月1日)

(繰上げ当選)

第48条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき、又は死亡者であったときは、直ちに選挙会を開き規約第12条第1項ただし書の得票者で当選者とならなかった者のうちから当選人を定めなければならない。

(昭和39年4月1日)

(無投票当選)

第49条 規約第9条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 第1項の場合、選挙長は、選挙の期日から3日以内に選挙会を開いて議員候補者を当選人と定めなければならない。

(昭和39年4月1日)

(当選人の報告、告知及び公示)

第50条 当選人が決まったときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名、所属名及び得票総数を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び所属名を公示しなければならない。

3 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から3日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。

(昭和39年4月1日)

(当選人がない場合の報告及び公示)

第51条 当選人がないとき、又は当選人が議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちにその旨を公示しなければならない。

(1990年4月10日)

第8章 特別選挙

(再選挙)

第52条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合、理事会は、当該選挙の日から1か月以内に選挙期日を定めて、再選挙を行わせなければならない。

(昭和39年4月1日)

(繰上げ補充)

第53条 議員に欠員を生じた場合、規約第12条第1項ただし書の規定による得票者で

当選人とならなかった者があるときは、直ちに選挙会を開き、その者のうちから当選人とを定めなければならない。

(補欠選挙及び増員選挙)

第54条 議員の欠員について、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、理事会は、選挙の期日を定めて、補充選挙を行わせなければならない。

2 議員定数の増員の場合、理事会は、選挙の期日を定めて、増員選挙を行わせなければならない。

(昭和39年4月1日)

(当選無効)

第55条 前条第1項の規定は、当選人の当選が無効となった場合に、これを準用する。

(昭和39年4月1日)

附則

附則

この規程は、昭和29年5月29日から施行する。

附則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1991年11月14日施行し、1990年4月10日から適用する。